

車椅子利用者用駐車施設等のあり方に関する検討の方向性【現時点案】

車椅子利用者用駐車施設等のあり方については、検討会における議論、さまざまな障害当事者向けニーズ調査、ハード・ソフトの実態調査で得られた成果を踏まえて、以下のとおり施策の具体化に向けた検討を進めることとする。

1. 車椅子利用者用駐車施設等の利用ニーズへの対応

【第1回検討会における主なご意見】

- さまざまな障害当事者を対象としたヒアリングが必要。移動に制約のある利用対象者であっても、運転者や同乗者など様々な方々がいて必要となる駐車区画のあり方は異なるのではないかと。
- 利用対象者の属性(本人が運転・介助者が運転、単独行動・介助者と行動、歩行不可能・歩行可能、居住地等)により求める内容(駐車室の幅や高さ、入り口との位置関係、経路移動の安全面、表示方法、地域特性等)に差が出てくるので、その点の整理があると検討しやすいのではないかと。

【障害当事者のご意見】

⇒資料2を参照

【対応の方向性】

- 障害当事者向けニーズ調査のご意見を今後のハード・ソフトの施策に反映するとともに、引き続きさまざまな障害当事者のニーズを確認しつつ、車椅子利用者用駐車施設の適正利用のあり方について検討を進める。
- 車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進(ソフト)に係るご意見については、2.に記載する指針において必要な事項を反映する。
- 車椅子利用者用駐車施設のハードに係るご意見については、引き続き好事例の収集に努めるとともに、必要な内容をガイドラインに反映し、周知を図る。

2. 車椅子利用者用駐車施設の適正利用の推進方策

車椅子利用者用駐車施設等について、これまでも適正利用に関する広報啓発を実施するとともに、パーキング・パーミット制度の導入促進等を図ってきたところではあるが、本検討会で議論がなされた現状や課題等を踏まえ、適正利用の取組をより一歩進めるため、令和4年度中に地方公共団体及び施設設置管理者等向けの指針(以下「指針」という。)を作成し、地方公共団体及び施設設置管理者等への周知を図ることとする。なお、指針の作成にあたっては適正利用に関する中長期的な制度のあり方も見据えつつ検討を進めることとする。

①車椅子利用者用駐車施設の利用対象者について

【第1回検討会における主なご意見】

- 車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の明確化が必要。
- 利用対象者の検討にあたっては、様々な地域特性(都心部や都心の郊外、地方都市など)の事情の違いを踏まえた柔軟な運用を可能とすることも必要。
- 幅3.5m以上の車椅子利用者用駐車施設の利用対象者については、可能な限り統一的な方針を定めるべき。それ以外のパーキング・パーミット制度の対象区画の利用対象者とは明確に区分すべき。
- いわゆる「ゆずりあい駐車区画」等の利用対象者が車椅子利用者用駐車施設に駐車できるべきではない。幅3.5mの車椅子利用者用駐車区画は、車椅子利用者など幅広のスペースが必要な人が利用できるようにするためのもので、ここに幅広のスペースが不要な利用者が駐車することで、車椅子利用者等が駐車する区画がなくなる。
- 車椅子利用者がなぜ3.5m以上の幅を必要とするのかの周知を継続的に続ける必要がある。

【車椅子利用者用駐車施設の利用対象者の考え方】

⇒資料3及び参考資料2を参照

【対応の方向性】

- 指針において、車椅子利用者用駐車施設の利用対象者に関し、車椅子利用者その他の乗降に幅を必要とする者を基本としつつ、駐車施設の利用状況等の地域の実状に応じた利用対象者を定めることが必要である旨を位置づける。また、このような利用対象者の具体的な考え方を指針において反映し、周知を図る。
- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンにおいて、車椅子利用者が乗降に幅を必要とする理由等についての啓発を継続的に実施する。

②パーキング・パーミット制度のあり方について

【第1回検討会における主なご意見】

- 現行制度の問題・課題を改善しつつ、制度未導入の都道府県も含めた全国統一の制度として国が共通の基準を定めるべき。
- パーキング・パーミット制度そのものは有効ではあるものの、利用対象者が幅広であるために、駐車施設が過密となる事態が生じている。ダブルスペース方式の全国展開によりその総数を増やすことが不可欠。
- 利用者にとっても、施設設置管理者にとっても、分かりにくい制度となっており、適正利用を促す上では、制度の分かり易さと適正利用されている効果の啓発を行うことが重要ではないか。

【パーキング・パーミット制度の現状】

⇒資料3及び参考資料2を参照

【対応の方向性】

- 現行のパーキング・パーミット制度の効果・課題等を踏まえ、駐車区画の確保等や実効性ある不適正駐車対策等も含めた制度の運用のあり方を指針において反映し、周知を図る。
- 車椅子利用者用駐車施設等の適正利用についての広報啓発キャンペーンにおいて、パーキング・パーミット制度の導入状況や意義等についての啓発を継続的に実施する。

③駐車区画の確保等について

【第1回検討会における主なご意見】

- 駐車区画を構成するダブルライン等の工夫についても実態を調べつつ、可能な範囲で好事例を全国展開できると良い。
- 利便性の低い場所に代替的にスペースを設けることや複数区画をまとめて利用するといった手法はあくまでも緊急避難に過ぎないことに留意すべき。
- パーキング・パーミット制度の導入による駐車区画の不足は短期的には、駐車室の位置の対応などで出来るだけ時間をかけないことが必要。
- 幅の広い区画を必要とする車椅子利用者用であっても、施設入口から離れた場所に確保されていれば良いというニーズもある。

【駐車区画の確保等の取組事例】

⇒資料3を参照

【対応の方向性】

- 車椅子利用者用駐車施設への利用集中への対応として、ダブルスペース方式の普及や効率的な駐車区画の利用など地方公共団体や施設設置管理者等の各主体が取り組むことが望まれる事項を指針において反映し、周知を図るとともに、対応する取組事例について全国展開を図る。

④不適正駐車対策等制度の実効性確保について

【第1回検討会における主なご意見】

- 「これからの共生社会のあり方をどうやって形作っていくか」という視点から、罰則規定に限らずともなんらかの抑止方法をこれからも考えていかなければならない。
- 不適正駐車対策としてDX化・ICT化の進展を踏まえた技術開発が必要であり、具体的事例や将来的に見込める技術の具体例があると良い。
- 罰則規定がある全国統一の制度が有効であり今後の方向性について検討すべき。

○不適正駐車対策は、施設管理者の現場の対応のみで実効性を確保することは難しく、地方公共団体と現場の施設管理者が一体となって不適正駐車対策に取り組めるような仕組みを検討すべき。

【不適正駐車対策の取組事例】

⇒資料3を参照

【罰則等についての課題】

⇒資料3を参照

【対応の方向性】

○不適正駐車対策として地方公共団体や施設設置管理者等の各主体が取り組むことが望まれる事項を指針において反映し、周知を図るとともに、対応する取組事例について全国展開を図る。

○罰則等については、現時点では制度化にあたり課題が多いことから、適正利用の普及啓発による意識醸成や実効性ある不適正駐車対策の全国展開等の状況を踏まえつつ、中長期的課題として引き続き議論を行う。

⑤その他

【第1回検討会における主なご意見】

○海外の罰則制度がどのような仕組みになっているのか、また、罰則がなくとも効果的な対策が講じられているケースがあるのかなど海外の取組についても調査すべき。

【対応の方向性】

○今後、海外のパーキング・パーミット制度についても必要な調査を実施しつつ指針等の検討にあたり必要な事項を反映する。

3. 車椅子利用者用駐車施設のハードの整備方策

①既存施設への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

○従来から営業している既存施設や地権者・ビルオーナーの事情による敷地の制約等から十分に要件を満たすことができない施設も存在します。地下又は立体駐車場だけしか駐車場設備がない店舗・敷地の関係上法定必要駐車場台数限界で追加の車椅子利用者用駐車施設が整備困難な店舗・構造上車椅子利用者用駐車施設が利用居室までの経路の長さをできるだけ短くなる位置に設置することが困難(又は経路を確保することが困難)な店舗等があり、このような場合の対応についても検討が必要。

○福祉車両のために高さ 2.3m を確保すべきという論点があり、建築設計標準の改正により一定の対応がなされているが、既存施設の改修はすぐには困難であるため、どのよう

な対応が必要となるかの検討が必要。

【車椅子利用者用駐車施設のハードの現状】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○既存施設の改善事例や大型リフト付き福祉車両への対応事例（車高制限を超えた場合の対応等を含む）など、既存施設において先導的に取り組む好事例について、ガイドラインへの反映などを通じて周知を図る。

②機械式立体駐車場における車椅子利用者への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

○都市部やマンションで普及している機械式立体駐車場は、車椅子で使えないものが多く、ぜひとも新規に導入するものは車椅子が利用できるものを義務化していただきたいと思えます。

【機械式駐車施設のバリアフリー対応の事例】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○車椅子利用者に対応した機械式駐車設備について、好事例の収集に努めるとともに、周知を図る。

③コインパーキング等小規模駐車場への対応について

【第1回検討会における主なご意見】

○近年小規模なコインパーキングが広がっているが、地面に設置されているフラップ式的不正利用防止設備が乗降の支障となるとともに、幅3.5m以上の駐車区画がほとんどないため、500㎡未満の小規模な駐車場においても車椅子で利用しやすい駐車場のあり方についても検討すべき。

【まちづくりと連携した駐車場施策の検討】

⇒資料4を参照

【対応の方向性】

○小規模駐車場の取扱いや車椅子利用者用駐車施設の確保について、地域において適切に整理されるよう、まちづくりと連携した駐車場施策の検討や駐車場法の特例措置の活用等について、周知を図る。